

委員意見及び対応方針(案) 〈修正文案〉

(第2回基盤整備部会資料)

令和元年8月19日

委員意見及び対応方針(案) (修正文案)

部会名: 基盤整備部会

番号	委員名	種別	(素案) 章・頁・行	本文	意見 (修正文案等)	理由等	対応方針(案)																																																				
1	小野 専門委員	第2回 意見書	2章25 ページ41 行 2章86 ページ離島における定住条件の整備	<p>人口は、平成24年の141万2千人から平成29年の144万4千人に増加した。</p> <p>(7) 離島における定住条件の整備 沖縄振興特別措置法によって政令で指定された離島は、復帰当時の57島から、本島との架橋等によって伊計島、瀬底島、浜比嘉島、古宇利島など8島が指定解除され、下地島などが追加されたことにより、平成30年3月末現在54島となっており、うち有人離島が37島となっている。</p> <p>指定離島の人口は、昭和50年の12万4,873人から、石垣島、宮古島等において故郷志向によるUターンがみられたことや、観光関連産業等の発展がみられたこと等から、昭和60年には13万1,923人まで増加した。その後は、生活面で島外への高校・大学進学が増えたことや、産業面で雇用の場が少ないことによる転出等により、人口が減少し、平成27年には12万5,938人と昭和50年と同水準となっている。</p> <p>本県人口に占める離島人口の割合をみると、昭和50年には12.0%を占めていたが、本県人口が昭和50年から平成27年にかけて39万1千人増加したため、平成27年には約8.8%まで減少している。</p>	<p>人口密度の記載を入れる。</p> <p>2. 市街化区域及び市街化調整区域における人口、産業の規模</p> <p>(1) 人口 市街化区域におけるおおよその人口を次のとおり推定します。(平成29年時点)</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>平成22年</th> <th>平成23年</th> <th>平成24年</th> </tr> <tr> <td>那覇市街化区域</td> <td>771.4千人</td> <td>797.7千人</td> <td>798.3千人</td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域</td> <td>680.8千人</td> <td>736.7千人</td> <td>777.3千人</td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域</td> <td>81.4千人</td> <td>81.0千人</td> <td>81.0千人</td> </tr> </table> <p>(注) 市街化調整区域には、通勤者などの人口を含む。また、商業利用用途に指定された人口は市街化調整区域人口に含まれる。 (注) 国勢調査データに基く。</p> <p>(2) 産業 市街化調整区域における産業の規模を次のとおり推定します。</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>平成22年</th> <th>平成23年</th> <th>平成24年</th> </tr> <tr> <td>工業</td> <td>3,709 億円</td> <td>3,763 億円</td> <td>4,006 億円</td> </tr> <tr> <td>商業</td> <td>20,351 億円</td> <td>21,465 億円</td> <td>22,972 億円</td> </tr> <tr> <td>第一産業</td> <td>6.8千人(2.1%)</td> <td>2.0千人(1.3%)</td> <td>3.9千人(1.2%)</td> </tr> <tr> <td>第二産業</td> <td>43.0千人(14.0%)</td> <td>43.2千人(13.8%)</td> <td>38.8千人(12.5%)</td> </tr> <tr> <td>第三産業</td> <td>270.5千人(83.9%)</td> <td>281.9千人(85.7%)</td> <td>285.6千人(87.4%)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>322.3千人(100%)</td> <td>336.1千人(100%)</td> <td>338.3千人(100%)</td> </tr> </table> <p>(注) 沖縄県の工業、沖縄県の商業をベースに推計。</p> <p>(4) 将来人口推計 以上より、予り要約人口推計と推定的な数値のみによる人口推計を合併し、連立都市計画マスタープランにおける推定人口を下記の通り、約13万人とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>平成42年時点</th> </tr> <tr> <td>①予り要約人口</td> <td>116,800人 (推定(推定)要約による)</td> </tr> <tr> <td>②推定的な数値のみによる人口増加(推定)</td> <td>14,300人</td> </tr> <tr> <td>③推定人口(①+②)</td> <td>約13万人</td> </tr> </table> <p>将来人口フロー</p>	区分	平成22年	平成23年	平成24年	那覇市街化区域	771.4千人	797.7千人	798.3千人	市街化調整区域	680.8千人	736.7千人	777.3千人	市街化調整区域	81.4千人	81.0千人	81.0千人	区分	平成22年	平成23年	平成24年	工業	3,709 億円	3,763 億円	4,006 億円	商業	20,351 億円	21,465 億円	22,972 億円	第一産業	6.8千人(2.1%)	2.0千人(1.3%)	3.9千人(1.2%)	第二産業	43.0千人(14.0%)	43.2千人(13.8%)	38.8千人(12.5%)	第三産業	270.5千人(83.9%)	281.9千人(85.7%)	285.6千人(87.4%)	計	322.3千人(100%)	336.1千人(100%)	338.3千人(100%)	区分	平成42年時点	①予り要約人口	116,800人 (推定(推定)要約による)	②推定的な数値のみによる人口増加(推定)	14,300人	③推定人口(①+②)	約13万人	<p>人口減少時代が今後到来します。沖縄県の『那覇広域都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」』平成29年6月の24ページによると、過去10年と今後10年の人口の伸びは大きく異なる。これまでの10年間2万6千人、今後10年間の人口の伸びは800人と推計されている。浦添市都市計画マスタープラン30ページでは今後10年(平成42年目標年次)の人口の伸びを1万人、西原町都市計画マスタープランでも平成42年目標で2万人の人口の伸びを予定している。薄く広まった人口密度では、公共交通(主にバス)を維持することが難しいことから、人口密度を維持するための広域での土地利用規制の方向性を社会基盤の長期的整備や維持の方針と合わせて検討していくことがも飲められている。将来人口密度は国土交通省の方で公開されており、推計しなくても利用が可能である(ただし、基地跡地等大規模な面的開発地を含む小地域を除く)。私は、那覇市の立地適正化計画策定検討委員会でも有識者を務めているが、平成の大合併を経験していない那覇市を含むエリアでは、市町村単位での立地適正化計画では、都市機能誘導区域と、居住誘導区域を市町村単位で設定しても長期的な誘導に限界がある事は、すでに明らかとなっている。</p>	<p>【原文通りとしたい】</p> <p>委員ご指摘の内容に関して は、3章351頁2行から4行に包括されると考えます。その記載に加え、都市計画区域の中で国が進めております、立地適正化計画制度の活用も有効であると認識しております。</p> <p>同制度では、土地利用規制等と併せて、持続的な公共交通事業の確立も掲げられており、計画策定には、まちづくりの主体である市町村が、地域特性を生かした、将来の望ましいまちづくり実現に向け、主体的に取り組むこととされており、県には各市町村の意見に配慮し、広域的な調整を図ることが期待されております。</p> <p>県としては、今後も市町村が策定する市町村マスタープラン等において、コンパクトな都市構造の方針を位置づけるよう広域的な視点から市町村と調整を図りつつ、人口密度についてもどう活用できるか市町村と調整を行っていききたい。</p>
区分	平成22年	平成23年	平成24年																																																								
那覇市街化区域	771.4千人	797.7千人	798.3千人																																																								
市街化調整区域	680.8千人	736.7千人	777.3千人																																																								
市街化調整区域	81.4千人	81.0千人	81.0千人																																																								
区分	平成22年	平成23年	平成24年																																																								
工業	3,709 億円	3,763 億円	4,006 億円																																																								
商業	20,351 億円	21,465 億円	22,972 億円																																																								
第一産業	6.8千人(2.1%)	2.0千人(1.3%)	3.9千人(1.2%)																																																								
第二産業	43.0千人(14.0%)	43.2千人(13.8%)	38.8千人(12.5%)																																																								
第三産業	270.5千人(83.9%)	281.9千人(85.7%)	285.6千人(87.4%)																																																								
計	322.3千人(100%)	336.1千人(100%)	338.3千人(100%)																																																								
区分	平成42年時点																																																										
①予り要約人口	116,800人 (推定(推定)要約による)																																																										
②推定的な数値のみによる人口増加(推定)	14,300人																																																										
③推定人口(①+②)	約13万人																																																										

			2章286 ページ7- 13行	【人口】 本土復帰の昭和47年に96万人であった本県の人口は、増加基調で推移し、我が国の総人口が平成22年をピークに減少傾向に転じる中においても高い出生率に支えられ、一貫して増加を続け、平成29年には144.4万人に達しており、基本計画の目標年次に見込んだ144万人を達成している。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると本県の人口は令和12年頃まで増加傾向で推移することから、目標年次には展望値を上回ることが見込まれる。		沖縄県においては、広域都市計画区域での立地適正化計画の策定及び検討が強く望まれることであり、方針を検討するにあたっては人口密度での記載が必要である。また集計しなくても、国土数値情報で将来人口推計が密度で示されていることから、それらは社会基盤および都市の構造の計画や誘導で重要な指針となる事から、見直しの段階で、検討情報に加えないと、方向性を大きく見誤るので、人口等の基礎情報の正確な記載が求められる。	
2	小野 専門委員	第2回 意見書	2章109 ページ41 行	(課題) 河川の整備については、治水・利水との調和を図りながら、河川固有の自然景観や豊かな生態系に配慮した多自然川づくりを基本方針とし、浸水被害が頻発する都市河川の重点的な整備の推進など、洪水被害の防止に努める。 また、近年は集中豪雨が全国的に頻発している。本県の河川においても、急激に水位が上昇する事例が見られるため、関係機関に対し、迅速かつ的確な情報収集及び伝達のための体制を整える必要がある。	課題の中には、 昨今の気候変動を受けたゲリラ豪雨などに対応するためには、河川整備(ハード)や避難計画(ソフト)だけで対応するのではなく、立地適正化計画の策定を通じて、過去の浸水被害や今後の予測を参考に、居住誘導区域から除外することにより実際に人命の被害に及ぶ浸水戸数の減少を目指すなど、流域での建築行為や開発行為の抑制との連動が求められる。 また、排水区毎に大規模開発行為や建築行為での敷地単位の流出係数を設定し、短時間の増水を抑える等の総合的な対策が必要である。	気候変動による短時間降雨の激甚化は顕著な傾向であり、治水対策は河川設備だけで行うべきでないのは国土交通省の本庁の動向でも明示されている。関連する制度では、1)「立地適正化計画の策定」により過去の被災状況やリスクを考慮して、被災リスクのあるエリアを居住誘導区域から外す取り組みや(流域での土地利用規制)、2)透水性舗装や雨水タンクの整備等または緑化の推進等の敷地内浸透能力や保水能力の向上(個別敷地での対策設定(開発許可の技術基準での指導や、環境影響評価での水象影響での指導による実現))等の方策が求められている。こうした点について触れないまま、河川整備だけで行うこととするのは国の方針からも外れるため	【委員意見を受け一部修正】 委員のご指摘のとおり、課題の中で、ソフト対策に関する取り組みが記載されていなかったため、減災対策協議会の設置、浸水に関する情報提供等を本文に追記したい。(別紙参照) 一方、大規模開発行為においては、流出量の確認を行っているが、建築行為での敷地単位の抑制については、関係法令等を確認の上、今後の研究課題と考えている。

3	宮城 専門委員	第2回 意見書	第2章 133頁 20行	このため、那覇港との適正な機能分担、定期船航路の拡充に向けた取組のほか、産業支援港として港湾機能向上を図る必要がある。	このため、陸上輸送の時間コスト軽減を図るための那覇港とのアクセス道路を整備し、適正な機能分担、定期船航路の拡充に向けた取組のほか、産業支援港として港湾機能向上を図る必要がある。	那覇港と中城港の陸路にも交通渋滞等の課題があり、陸上輸送コストの負担が大きい。	【委員の意見を踏まえ修正】 ①第2章 133頁 20行 委員の意見を踏まえ 「このため、那覇港との適正な機能分担、アクセス環境の充実、定期船航路の拡充に向けた取組のほか、産業支援港として港湾機能向上を図る必要がある。」 に修正します。 (修正理由) 中城湾港と那覇港間の交通渋滞は確認していますが、「陸上輸送の時間コスト軽減」に関して具体的に把握されていないことから、文言を記載してしておりません。しかしながら、陸路でのアクセス性の向上対策も必要であることから、「アクセス環境の充実」としています。
---	------------	------------	--------------------	---	--	---	---